

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（文部科学省初等中等教育局教科書課）

項 目 名	学校教育法等の改正による「デジタルな形態を含む教科書」の導入に伴う教科書に係る非課税措置の拡充		
税 目	消費税		
要 望 の 内 容	現行の学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 34 条第 1 項に規定する教科用図書の譲渡等については、社会政策的配慮から、授業料、入学検定料等と同様に、消費税の非課税措置が講じられている（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条、別表第二、別表第二の二等）。 現行の教科用図書は、紙の図書に限定されるものと解されているところ、文部科学省では、電磁的記録を含み得るものとして「教科用図書」の用語を「教科書」に改めること等を内容とする「学校教育法等の一部を改正する法律案」（第 221 回国会閣法第 55 号）を令和 8 年 4 月に国会に提出し、同年 6 月に成立・公布されたところ（令和 8 年法律第 37 号）。令和 9 年 4 月 1 日の同法の施行を経て、次期学習指導要領が実施される令和 12 年度から、電磁的記録も内容に含む新たな教科書（「デジタルな形態を含む教科書」）が小学校から順次使用されることとなる。 本要望項目は、同法による改正後の学校教育法第 34 条第 1 項に規定する教科書のうち電磁的記録であるものの譲渡等について、従来の教科用図書の譲渡等と同様に消費税の非課税措置の対象とすることを要望するものである。		
		平年度の減収見込額	▲955 百万円
		（制度自体の減収額）	（ - 百万円）
		（改正増減収額）	（ - 百万円）

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 イ 前提条件 制度改正後の教科書については、①紙媒体のみの教科書、②ハイブリッドな形態の教科書（紙・デジタルの組合せにより作成される教科書）、③全てがデジタルの教科書の3つが想定される。これらのうち、②ハイブリッドな形態の教科書のうちデジタル部分及び③全てがデジタルの教科書は、電磁的記録という無体物であって有体物ではないため、その提供に当たっては、①紙媒体のみの教科書の場合の譲渡ではなく、教科書発行者による使用許諾及びクラウド配信という電気通信利用役務の提供（消費税法第2条第1項第8号の3）を行うことになる。 また、現行制度では、義務教育段階の教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）に基づいて無償給与がなされており、改正後の同法では3つの形態の教科書についても同様に無償給与の対象とすることとしているところ、高等学校段階の教科書については、現行制度・改正後のいずれにおいても、無償給与の対象外となっている。 ロ 政策目的 イのとおり、高等学校段階の教科書については無償給与の対象となっておらず、生徒の保護者が購入費用を負担するため、仮に制度改正後の教科書について、現行の教科用図書と同様の非課税措置が講じられない場合には、教科書を購入する保護者に消費税相当額分の負担が追加的に発生することとなる。 また、義務教育段階の教科書についても、非課税措置が講じられない場合には、無償措置に関する国の予算（義務教育教科書購入費）に消費税相当額分が含まれた上で、教科書発行者が消費税を納税することを要することとなる。 教科書は、教科の主たる教材として学習指導要領に基づいて著作・編集が行われ、学校教育法に基づいて使用義務が課せられるなど、極めて公益性が高い教材であることから、現行の教科用図書と同様に、教科書のうち②ハイブリッドな形態の教科書のうちデジタル部分及び③全てがデジタルの教科書についても非課税措置を講ずることで、高等学校段階における保護者の教育費負担軽減等を図る必要がある。 (2) 施策の必要性 例えば高校生が一学年分の全教科（種目）の教科書一式を買い揃える場合（※）、消費税相当額（国税・地方税）として226.0円（※）の負担が発生するものと考えられる。こうした追加的な負担を回避するためには、本要望による非課税措置を講ずることが必要である。 ※ 教科書価格は令和8年度使用教科書の定価の最高額と同額という仮定の下、各教科の教科書のうち電磁的記録の部分は平均15%と仮定し、全学科共通の教科の全53種目の教科書の合計額のうち1/3に当たる金額分を購入するものと仮定（詳細は別紙参照）。なお、制度改正後の教科書定価は、②ハイブリッドな形態の教科書のデジタル部分及び③全てがデジタルの教科書の供給に固有のコスト（クラウド利用料、アカウント管理費用等）を踏まえ、今後検討することとしている。			
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="336 1758 555 1960">政策体系における政策目的の位置付け</td><td data-bbox="555 1758 1501 1960"> 政策目標1 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成 施策目標 新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施 </td></tr> <tr> <td data-bbox="336 1960 555 2107">政策の達成目標</td><td data-bbox="555 1960 1501 2107"> 新しい時代に求められる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を含む）の育成に向け、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進、カリキュラム・マネジメントの確立といった、 </td></tr> </table>	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標1 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成 施策目標 新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施	政策の達成目標
政策体系における政策目的の位置付け	政策目標1 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成 施策目標 新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施			
政策の達成目標	新しい時代に求められる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を含む）の育成に向け、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進、カリキュラム・マネジメントの確立といった、			

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項			学習指導要領の趣旨が各学校で理解され、それを踏まえた取組が促進される。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	高等学校段階の学校種（高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部）の生徒数は 2,692,244 人（次期学習指導要領が高等学校の全学年で実施される令和 16 年度時点の推計値）であるため、これらの生徒の保護者全員が適用対象となる。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	「施策の必要性」で示した消費税相当額（国税・地方税）が上記の高等学校等の生徒の保護者全員に発生すると仮定する場合、計 608 百万円の教育費負担軽減の効果が見込まれることとなる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方消費税（地方税）を除き、本要望項目以外で税制上の措置は講じない。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	義務教育教科書購入費 令和 9 年度概算要求額：47,852,000 千円 令和 8 年度当初予算額：47,048,000 千円
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算上の措置は、法律に基づき義務教育段階において無償給与される教科用図書の購入費に係るものである。本要望による非課税措置を講ずることによって、令和 12 年度以降に使用される義務教育段階の教科書に係る当該予算上の措置についても消費税額を含まない金額となり、歳出面での国費が抑制されることとなる。
		要望の措置の妥当性	現行の教科用図書についても、使用義務が課せられる教科の主たる教材という性格に鑑みて消費税の非課税措置が講じられているところ、制度改正後の教科書は、いずれの形態についても現行の教科用図書と同様の性格を有することから、消費税の非課税措置を講ずることが妥当であると考えられる。
		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項	適用実態 調査結果	
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの 要望経緯		—

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（文部科学省高等教育局大学振興課）

項 目 名		一定の基準を満たす短期大学専攻科の学生を対象とする学資支給金に関する税制上の所要の措置	
税 目		国税徴収法、印紙税	
要 望 の 内 容	一定の要件を満たす短期大学の専攻科の修了者に大学院入学資格を付与するとともに、当該学生を（独）日本学生支援機構が実施する学資支給金の対象とすることを検討しているところ、関連の制度改正を前提に、当該学資支給金について、現在対象とされている学生への学資支給金と同様、以下の措置を講ずる。		
	① （独）日本学生支援機構が実施する学資支給金において、学資支給金の返還が必要になった場合に作成する返還誓約書に課される印紙税の非課税措置		
	・ （独）日本学生支援機構が実施する学資支給金において、一定の事由に該当し、学資支給金の返還が必要になった場合に作成する返還誓約書に課される印紙税を非課税（印紙税法（昭和 42 年法律第 23 号）第 5 条の適用対象）とする。		
	② 学資支給金の支給を受ける権利に係る国税の滞納処分による差押さえ等を禁止する措置		
		・ 大学等に通う学生に対して学資支給金の支給と授業料等減免を併せて実施する「高等教育の修学支援新制度」について、大学院入学資格が付与される短期大学の専攻科に通う学生にもその対象を拡大する予定であり、当該拡大対象者への学資支給金について、現行制度と同様に国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）上の差押禁止等（独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年法律第 94 号）第 17 条の 5 の適用対象）とする。	
		平年度の減収見込額	—
		（制度自体の減収額）	—
		（改正増減収額）	—

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 短期大学は、全国に幅広く存在し、深く専門の学芸を教授研究し、職業や实际生活に必要な能力を有する専門職業人材を育成する役割を担っており、卒業生の多くが幼稚園教諭や保育士等の専門的・技術的職業人材として短期大学の所在地で従事するなど、各地域における人材養成の重要な拠点となっている。 一方で、人口減少や社会構造の変化等により、学生募集の停止や4年制大学への転換を行う短期大学が増えており、地域や地方を支えるエッセンシャルワーカーの輩出が困難になりつつある。 また、近年の国際的な競争環境の高まりなどを受け、より高度な教育を受けた大学院修了者の増加を図ることが喫緊の課題となっており、令和7年2月の中央教育審議会答申「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～」において、多様な入学者の受入れに取り組み、一人一人の能力を全面的に引き上げる質の高い大学院教育を推進することが示されている。 これらの状況等を踏まえ、一定の要件を満たす短期大学の専攻科修了者に大学院入学資格を付与することにより、各短期大学において、その本科（学科）の教育課程を前提としつつ、当該短期大学の強みを活かした、職業専門分野に特化した専攻科を設置することを促進するとともに、その卒業生等の更なる深い学びへの学修ニーズに対応する。 (2) 施策の必要性 現行制度上、独立行政法人日本学生支援機構法に基づき支給される学資支給金については、学資支給金の支給を受ける権利に係る差押禁止等の措置及び学資支給金の返還が必要になった場合に作成する返還誓約書に課される印紙税の非課税措置が適用されている。 学資支給金の対象学生は経済的に困難を抱えているところ、これらの措置が適用されないとなると、授業料や学生生活費の負担が増大することになるため、(1)の目的達成に向けては、引き続き当該措置を適用することが必要である。						
合理性	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="363 1534 555 1731"> 政策体系における政策目的の位置付け </td><td data-bbox="555 1534 1505 1731"> 我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）（令和7年2月21日中央教育審議会第255号）（抜粋） 短期大学の専攻科修了者の大学院への進学ニーズ等を含め、短期大学制度の改善の検討を行う。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="363 1731 555 1883"> 政策の達成目標 </td><td data-bbox="555 1731 1505 1883"> 各短期大学における、その本科（学科）の教育課程を前提としつつ、当該短期大学の強みを活かした、職業専門分野に特化した専攻科の設置を促進するとともに、その卒業生等の更なる深い学びへの学修ニーズへの対応を図る。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="363 1883 555 2040"> 租税特別措置の適用又は延長期間 </td><td data-bbox="555 1883 1505 2040"> 期間の定めのない措置 </td></tr> </table>	政策体系における政策目的の位置付け	我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）（令和7年2月21日中央教育審議会第255号）（抜粋） 短期大学の専攻科修了者の大学院への進学ニーズ等を含め、短期大学制度の改善の検討を行う。	政策の達成目標	各短期大学における、その本科（学科）の教育課程を前提としつつ、当該短期大学の強みを活かした、職業専門分野に特化した専攻科の設置を促進するとともに、その卒業生等の更なる深い学びへの学修ニーズへの対応を図る。	租税特別措置の適用又は延長期間	期間の定めのない措置
政策体系における政策目的の位置付け	我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）（令和7年2月21日中央教育審議会第255号）（抜粋） 短期大学の専攻科修了者の大学院への進学ニーズ等を含め、短期大学制度の改善の検討を行う。						
政策の達成目標	各短期大学における、その本科（学科）の教育課程を前提としつつ、当該短期大学の強みを活かした、職業専門分野に特化した専攻科の設置を促進するとともに、その卒業生等の更なる深い学びへの学修ニーズへの対応を図る。						
租税特別措置の適用又は延長期間	期間の定めのない措置						

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項		同上の期間中の達成目標	短期大学専攻科における実務教育の充実
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	学資支給金の支給を受けた学生
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	新たに大学院入学資格が付与される短期大学の専攻科を非課税措置の対象とすることで、短期大学における当該専攻科の設置が促進されるとともに、当該課程に進む学生の増加につながり、短期大学教育の充実や学生の更なる深い学びへの学修ニーズへの対応が可能となる。また、学資支給金に差押禁止等の措置がなされることにより、学生の授業料及び学生生活費に係る経済的負担が確実に軽減されることから手段として有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	短期大学は、社会の変化に即応した実践的な高等教育機関として、医療、福祉、工業等、職業に直結する様々な分野において、社会基盤を支えるために必要不可欠な人材を輩出しており、極めて公共性の高い学校である。 現行制度において、専修学校の適格専攻科についても同様の税制優遇措置が講じられており、制度の均衡の観点からも短期大学で新たに設置される専攻科においても同様の取り扱いとすることが必要。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		○ 「高等教育の修学支援新制度」創設時（令和２年度税制改正要望）において、学資支給金について差押さえ禁止等の措置について要望し、認められているところ。 ○ 「高等教育の修学支援新制度」の制度改正時（令和６年度税制改正要望）において、学資支給金について差押さえ禁止等の措置について要望し、認められているところ。 ○ 「高等教育の修学支援新制度」制度改正時（令和７年度税制改正要望）において、学資支給金について印紙税の非課税措置について要望し、認められているところ。 ○ 専修学校の専攻科創設時（令和８年度税制改正要望）において、新たに高等教育の修学支援新制度の対象に適格専攻科の学生が加わることにに関して、印紙税の非課税措置及び差押さえ禁止等の措置について要望し、認められているところ。

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（文部科学省高等教育局私学部私学行政課）

項 目 名		健康保険法等の改正に伴う税制上の所要の措置						
税 目		消費税						
要 望 の 内 容	第 1 一部保険外療養の創設 令和 8 年 6 月に健康保険法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 31 号）が公布され、医療保険制度の持続可能性を確保する観点から、令和 9 年 3 月より O T C 医薬品と成分等が同じ医療用医薬品（いわゆる O T C 類似薬）約 1100 品目について、その薬剤費の 4 分の 1 を保険給付から外し、「特別の料金」として患者に負担いただく O T C 類似薬の一部保険外療養が施行される。 社会保険診療に係る消費税は現在非課税とされているところ、私立学校教職員共済制度（以下「私学共済」という。）においても「特別の料金」について非課税とする税制改正を要望する。							
	私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）（抄） （非課税）							
	第五条 この法律に基づく給付として支給を受ける金品のうち、退職年金及び職務遺族年金並びに休業手当金以外の給付については、これを標準として、租税その他の公課を課さない。							
	<table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>— 百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（ — 百万円）</td></tr><tr><td>（改 正 増 減 収 額）</td><td>（ — 百万円）</td></tr></table>			平年度の減収見込額	— 百万円	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）	（改 正 増 減 収 額）
平年度の減収見込額	— 百万円							
（制度自体の減収額）	（ — 百万円）							
（改 正 増 減 収 額）	（ — 百万円）							

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 ＯＴＣ類似薬の一部保険外療養により医療保険制度の持続可能性を確保しつつ、本制度の実施により社会医療法人等をはじめとする医療機関、薬局の既存の税制上の取扱いに影響が生じないように税制上の措置を講じることで、社会医療法人等などによる地域医療提供体制の確保に繋げる。 (2) 施策の必要性 ＯＴＣ類似薬の一部保険外療養については、抗アレルギー薬や鎮痛消炎剤など、これまで保険診療で日常的に使用され、７～９割を保険給付し、残りの１～３割を一部負担金として患者が自己負担していた医療用医薬品について、医療保険制度の持続可能性を確保する観点から、適正な医療の提供を確保しつつ、公平かつ効率的な保険給付を行う必要性に鑑みその薬剤費の４分の１を保険給付の対象としないこととし、当該薬剤費の４分の１を「特別の料金」として患者に負担いただく仕組みである。 本制度の施行後においても、本制度の対象となるＯＴＣ類似薬については、その医療上の必要性は引き続き認められ、保険診療において使用されるものであることから、ＯＴＣ類似薬を患者に処方等することによって患者が支払う「特別の料金」についても、これまで同様、消費税を非課税とする税制上の措置を講じる必要がある。 私学共済においても同様の措置を講じることにより、加入者である私立学校教職員等の生活の保障又は安定を図るとともに、私立学校教育の振興に資することを目的とする。		
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 6 私学の振興 施策目標 6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興 ＜教育振興基本計画＞ 5. 教育政策推進のための基盤を整備する 目標 15 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保
		政策の達成目標	持続可能な社会保障制度を構築し、加入者である私立学校教職員等の生活の保障及び安定を図り、もって私立学校教育の振興に資する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	所要の税制上の措置を講じることにより、持続可能な社会保障制度を構築し、加入者である私立学校教職員等の生活の保障又は安定を図るとともに、私立学校教育の振興に資することを目的とする。

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	所要の税制上の措置を講じることにより、持続可能な社会保障制度を構築し、加入者である私立学校教職員等の生活の保障又は安定を図るとともに、私立学校教育の振興に資することが可能となる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和 9 年度 税制改正要望事項（新 設・拡充・延長）

（文部科学省高等教育局私学部私学行政課）

項 目 名	次期医療保険制度改革に伴う税制上の所要の措置		
税 目	所得税、法人税、相続税、贈与税、登録免許税、消費税、たばこ税、印紙税、国税徴収法、租税条約等実施特例法、国外送金等調書法		
要 望 の 内 容	社会保障審議会等において検討を行い、その検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 年齢にかかわらず能力に応じて皆が支え合う全世代対応型社会保障の更なる推進に向けて、「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）、「健康保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（令和 8 年 4 月 24 日衆議院厚生労働委員会）等を踏まえ、所要の措置を講ずる。 (2) 施策の必要性 社会保障審議会等において検討を行い、その検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる必要がある。私立学校教職員共済制度においても同様の措置を講じることにより、加入者である私立学校教職員等の生活の保障又は安定を図るとともに、私立学校教育の振興に資することを目的とする。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標6 私学の振興 施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興 ＜教育振興基本計画＞ 5. 教育政策推進のための基盤を整備する 目標15 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保
		政策の達成目標	持続可能な社会保障制度を構築し、加入者である私立学校教職員等の生活の保障又は安定を図るとともに、私立学校教育の振興に資する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	社会保障審議会等における検討を踏まえ、所要の税制上の措置を伴う制度改革を講じることにより、持続可能な社会保障制度を構築することが可能となる。これにより、加入者である私立学校教職員等の生活の保障又は安定を図るとともに、私立学校教育の振興に資することを目的とする。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置 の 妥 当 性	社会保障審議会等における検討を踏まえ、所要の税制上の措置を伴う制度改革を講じることにより、持続可能な社会保障制度を構築することが可能となる。これにより、加入者である私立学校教職員等の生活の保障又は安定を図るとともに、私立学校教育の振興に資することが可能となる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	—	
	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—	
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	—	
	前回要望時 の達成目標	—	
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—	
これまでの 要 望 経 緯			—

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（文化庁 参事官（芸術文化担当）、政策課、企画調整課）

項 目 名		一元的なコンテンツ支援体制の整備に伴う税制上の所要の措置	
税 目			
要 望 の 内 容	○特例措置の対象 コンテンツ関連の予算配分の全体最適化や予算執行の一元化、官民の叡智の結集に向けて一気通貫の新たな支援体制を構築することに伴い、税制上の所要の措置を講ずる。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	－ 百万円 (－ 百万円) (－ 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 コンテンツ産業は、2033 年に海外売上 20 兆円を目指す日本の基幹産業である。日本で創り、世界に届け、IP を多角的に展開することで利益を最大化し、クリエイターへの還元を図る。成果報酬率向上・資金調達環境整備等の構造改革と一体で、作品製作、人材確保・育成、流通網拡大、海賊版対策といった成長投資を、大規模・長期・戦略的に後押しする。		
	(2) 施策の必要性 2033 年の日本発コンテンツの海外売上 20 兆円目標を達成するため、構造改革と一体となった大規模・長期・戦略的な官民投資が必要である。		
	令和 8 年 6 月 12 日に知的財産戦略本部会合で決定された「知的財産推進計画 2026」及びコンテンツ分野の「官民投資ロードマップ」において、「予算配分の全体最適化や予算執行の一元化、官民の叡智の結集に向けて一気通貫の新たな支援体制を構築する。」と明記され、コンテンツ分野の新たな支援体制を構築することとなった。		
	このため、コンテンツ関連の予算配分の全体最適化や予算執行の一元化、官民の叡智の結集に向けて一気通貫の新たな支援体制を円滑に構築するため、税制上の措置を設けることを検討する。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策 科学技術・イノベーション政策 【背景となる閣議決定等】 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定） Ⅲ. 投資立国の実現 2. 新たな勝ち筋となる分野での研究開発・輸出の後押し （4）コンテンツ産業活性化戦略の実行 我が国の基幹産業であるコンテンツ産業について、日本発コンテンツの海外市場規模を 2033 年までに 20 兆円に拡大する目標の下、昨年策定した「コンテンツ産業活性化戦略」の分野ごとの戦略を具体化し、当該目標の確実な達成を図るため、分野別海外市場獲得の見通しについて、重点地域、市場展開方針等の取組を具体化しつつ、その明確化に取り組む。 ○知的財産推進計画 2026（令和 8 年 6 月 12 日 知的財産戦略本部決定） Ⅱ. 知財戦略の今後の方向性 2. 今後の方向性 2033 年までに海外市場規模を 20 兆円とする政府目標を達成するため、コンテンツ分野官民投資ロードマップの着実な推進を図ることが求められる。具体的には、人材、制作環境、海外展開・流通のそれぞれにおけるボトルネックを解消し、産業界が自律的・継続的な成長を実現するため、政府は大胆な政策パッケージにより大規模・長期・戦略的な官民投資を推進し、成長投資を拡大することが必要である。そのために、予算配分の全体最適化や予算執行の一元化、官民の叡智の結集に向けて一気通貫の新たな支援体制の構築、大規模作品製作支援、流通プラットフォームの拡大支援、海賊版対策等の海外展開・流通支援、次代を担うクリエイターへの複数年にわたる弾力的支援、グローバルビジネス人材育成の推進等の人材支援等を検討していく必要がある。 Ⅲ. 知財戦略の重点施策 4. 新たなクールジャパン戦略のフォローアップ （1）クールジャパン戦略の推進 （2）コンテンツ戦略の推進 （施策の方向性） 予算配分の全体最適化や予算執行の一元化、官民の叡智の結集に向けて一気通貫の新たな支援体制を構築する。（短期・中期）（内閣府（知財）、経済産業省、文化庁、総務省、外務省、公正取引委員会、厚生労働省） ○日本成長戦略（令和 8 年 7 月 21 日 閣議決定） Ⅱ. 17 の戦略分野における官民投資の促進 2. 62 の主要な製品・技術等の官民投資ロードマップの実行 （17）コンテンツ コンテンツ産業は、2033 年に海外売上げ 20 兆円を目指す日本の基幹産業である。 日本で創り、世界に届け、IP360 度展開で利益を最大化し、クリエイターへの還元を図る。成果報酬率向上・資金調達環境整備等の構造改革と一体で、作品製作、人材確保・育成、流通網拡大、海賊版対策といった成長投資を、大規模・長
----------------------	-----	-------------------	---

			期・戦略的に後押しする。このために官民連携して一気通貫の支援体制を構築する。
		政策の達成目標	コンテンツ関連の予算配分の全体最適化や予算執行の一元化、官民の叡智の結集に向けて一気通貫の新たな支援体制を構築し、日本発コンテンツの海外売上拡大を実現すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	期間の定めのない措置
		同上の期間中の達成目標	日本発コンテンツの海外売上拡大の実現。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	コンテンツ関連の予算配分の全体最適化や予算執行の一元化、官民の叡智の結集に向けて一気通貫の新たな支援体制について、税制上の措置を講ずることにより、限られた予算の中で円滑に施策を実行することが可能となる。 仮に税制上の措置を講じない場合、我が国のコンテンツ産業の国際競争力の強化及び海外市場の獲得に支障を及ぼしかねない。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税について、同様の要望を提出している。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	令和9年度予算要求
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	税制上の措置に加えて、国の予算措置を一体的に実施することにより、コンテンツ関連の予算配分の全体最適化や予算執行の一元化、官民の叡智の結集に向けて一気通貫の新たな支援体制を構築することが可能となる。

		要望の措置 の 妥 当 性	コンテンツ分野の支援を一気通貫で推進することにより、我が国のコンテンツ産業の国際競争力の強化及び海外市場の獲得を図る極めて公共性の高い支援体制の構築を検討することが妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	—	
	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—	
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	—	
	前回要望時 の達成目標	—	
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—	
これまでの 要 望 経 緯			—

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付）

項 目 名	第 1 次国土強靱化実施中期計画等を踏まえた財源確保方策の検討		
税 目			
要 望 の 内 容	第 1 次国土強靱化実施中期計画において、「実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。」と記載されたことを踏まえて財源確保方策を関係府省庁（注）において検討する。 （注）関係府省庁は、内閣官房、内閣府、警察庁、こども家庭庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 国土強靱化を推進するに当たり、安定的な財源を確保すること。 (2) 施策の必要性 気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模地震から、国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組を切れ目なく推進する必要がある。 「第 1 次国土強靱化実施中期計画」（令和 7 年 6 月 6 日閣議決定）においては、令和 8 年度から令和 12 年度までの計画期間内に実施すべき施策（全 326 施策）を位置付けるとともに、そのうち推進が特に必要となる施策（全 114 施策）及びその事業規模（おおむね 20 兆円強程度）を定めている。 国土強靱化の取組を安定的に推進するためには、財源確保が重要であることから、財源確保方策を検討するものである。		
	平年度の減収見込額	（制度自体の減収額）	（改正増減収額）
	百万円	（百万円）	（百万円）

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）（抄） 第5章 フォローアップと計画の見直し さらに、今後の実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。 ○「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（令和8年7月21日閣議決定）（抄） 第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保 3. 国民の安全・安心の確保 （1）防災・減災・国土強靱化の推進 「国土強靱化基本計画」が示す基本的方針等を踏まえ、「国土強靱化実施中期計画」及び「国土強靱化年次計画 2026」⁹²に基づく施策を『「強く豊かな日本」投資枠』を活用して推進し、テクノロジーを駆使してハード・ソフト両面の対策を強化する。 92 令和8年7月3日国土強靱化推進本部決定。令和8年度与党税制改正大綱では、道路関連インフラ保全の重要性等にも留意しつつ、いわゆるガソリン暫定税率廃止の財源確保について令和9年度税制改正において結論を得るとされていることも踏まえる。
		政策の達成目標	
		租税特別措置の適用又は延長期間	
		同上の期間中の達成目標	
	有効性	政策目標の達成状況	
		要望の措置の適用見込み	
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	
相 当 性	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	

		予算上の措置等の要求内容及び金額	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
		要望の措置の妥当性	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績		
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果		
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）		
	前回要望時の達成目標		
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		
これまでの要望経緯		R8 新規要望	